

2009 - 4 - 30

藤沢市長 海老根 靖典 殿

藤沢市長に対する再質問状

大清水浄化センターへの武田薬品バイオ排水受入れについての
藤沢市長の3月24日付回答に対する再質問

武田問題対策連絡会

(共同代表) 青柳節子 木村直人 小林麻須男
齋藤勝彦 宮澤政文 平倉誠
連絡先 平田幸四郎 藤沢市白旗4-12-25

平素、藤沢市民のためにご尽力戴き感謝申し上げます。

さて、表題の件、我々住民はご回答戴いたことに感謝致します一方、ご方針の確認のため、また、まだ正面からお答え戴いていない箇所があり、再度ご質問申し上げますので宜しくお願いします。

まず、貴信本文の冒頭において、市の基本的考えとして、武田薬品研究所からの排水について「法令に基づき適切に処分され、バイオ排水は(武田薬品工業[以下「武田」という]が)不活化処理を行うこととしておりますことから公共下水道にて受入れ可能な安全な排水となるものでございます。」と述べておられます。これは単なる武田の申し出が自然に安全な排水をもたらすと信じておられるとの解釈も字面から可能です。法令上の適切さといっても抽象的な幅がある表現が多く、また、バイオ施設の立地規制については法令すらないのが現状であります。藤沢市は周辺住民の安全と安心を守る見地から、単に武田の申出に流されることなく、自ら科学的根拠に基づくチェック体制のもと、審査的協議を厳格に行う旨のご方針をお示し戴きたくお願い申し上げます。そうでなければ、市民の安全性についての懸念は永久に払拭されることはないと考えています。

次に今回の武田の排水処理に関し、藤沢市の行政実務の面で重要なポイントを以下の5項目に絞ってみました。解り易くお答えいただくと同時に、市長参加の公開討論会を行うよう、再度要請致します。

1, 大清水浄化センター建設にかかる基本協定書に示された 藤沢市方針と武田新研究所に対する取扱いとの矛盾について

基本協定書第2条は、本浄化センターには「工場排水」を受けいれないと規定しており、また、有効期間については定めがない。従って基本協定書は現在でも依然として効力をもつと考えられる。

この基本的協定書締結と前後して、藤沢市はこの方針に基づき、対象地域にある事業所約 50 社（このなかには研究所も含まれる）と個々に協定書（以下「事業者との協定書」という）を締結（昭和 52 年 9 月～）し武田以外の工場（研究所を含む）は、現在この協定を遵守している。（別添、協定を結んでいる 50 社一覧表参照）

質問（A）「事業者との協定書」第 2 条では、工場からの排水のうち「生活系排水」は污水管（浄化センターにつながる）に放出可としているが、これと基本協定書第 2 条（「工場排水」は受入れ不可）との間には文理上矛盾があると思われるが、「工場排水」の定義とも絡めご説明願いたい。

また、事業者との協定で、工場排水とは、洗浄用、冷却用、ボイラー排水と明記されているが、今回武田が排出するボイラー水、スクラパー排水、冷却排水等の生産工程に使用された工程排水と同質のものではないか、そして更に、パイオ実験室から大量に生成される新成物は、単なる学術研究ではなく薬の元になる素材開発であり、薬品業界に於いては薬生産の一工程に相当するものであり、研究所と銘打っても、実際は薬品素材開発工場と言えるのではないか。この点をはっきりさせて頂きたい。

質問（B）武田を基本協定書の例外として特別待遇する根拠として武田は既に湘南工場を閉鎖しており、新研究所には及ばないと市の見解の由であるが、基本協定書第 3 条には工場を譲渡した第 3 者の譲受人にも効力がおよぶとあり、武田の場合は第 3 者どころか当事者そのものであるが、及ばないと市が考える根拠はなにか？

研究所という名前になったからという別の理由も前述の通り当初から研究所が含まれており、例外の根拠にはならぬとおもうが如何？

また、今回の武田薬品に対する特別措置は、現在も協定を遵守している 50 社近い他の工場、研究所等に対し、著しくバランスを欠き、なし崩し的に協定書をなきものにする措置と思われるが如何。

2、武田バイオ排水を大清水浄化センターに受け入れを決定した

藤沢市と武田薬品との協議の経過を公開せよ

武田は、平成 19 年 4 月の環境アセスの実施計画書の段階で、アセス法制にあって重要な柱とされる「水質汚濁」を公共下水への排出を根拠に評価項目からはずしている。武田の評価書案（平成 19 年 12 月）には、それが関係機関（関係機関については平成 20 年 5 月の見解書で藤沢市と表現）との協議の結果であると明記されている。それについて藤沢市は、回答書 2（11）にあるように協議は環境アセス条例の手続き過程でおこなっており、同回答書別紙 2 頁「また市長意見（平成 20 年 8 月 29 日）に反映されているとしている。しかしその藤沢市や県の意見内容は「適正な管理をはかる」、「武田が自ら処理して河川に放流することになった場合は法令で定める基準はもとより、十分満足した排水とする」、「排水のモニタリングについては万全を期せ」などが述べられているが、いずれも精神論的かつ抽象的記述であり、具体的内容が一切ない。

我々が藤沢市にお願いしているのは、藤沢市が住民の安全を担保するために、武田の施設・装置の仕様設計、SOP（標準作業手順書）の内容を含む運転・プロセス管理計画、排水出口のモニタリング検査及びそれに基づく協議を、どのような基準とタイミングで行う予定なのか、また、われわれ住民は何時その中身を知ることができるのかお答え願いたい。また、当方作成の別添資料「武田薬品新研究所の排水処理問題についての武田薬品、神奈

川県、藤沢市のやりとりの経過」を見てみても、大清水協定問題が何時協議されたか定かでない。また、特定工場廃止届けが提出され工場を前提とした協定は無効になったとの市の判断を何時武田に伝えたのかも定かでない。この点についてお答え願いたい。

3、藤沢市の、安易な大量の武田バイオ排水を 大清水浄化センターへ受入れることの危険性

われわれ、先の質問書で4点にわたって、バイオ排水を公共下水道で処理することの危険性を指摘してきた。

- 、遺伝子組み換え実験の結果、現在の自然界に存在しない微生物が日々生成され、この一部が公共の下水道に排出される（滅菌処理は完璧ではない）。
- 、浄化センターでバイオ排水に含まれる微生物が一層増殖培養される危険性がある。また、その過程で新たな新生物が生成される危険性がある。
- 、バイオ汚染排水の方が、弱肉強食競争に勝って浄化センターの微生物を補食し浄化センターの機能を破壊してしまう恐れがある。
- 、大量の（強制罹病させた）動物からの排泄物にはバイオ新生物や病原菌および薬剤に使われる様々な化学物質などが含まれるが、アセス評価書によれば、これらは滅菌処理等せずに下水道に流される。これには 未知の微生物も含まれるので、今の浄化センターでは浄化できない。

市の回答には、これらに対する回答が無いどころか、「仮に下水への混入があったとしても、通常の流入下水に含有される感染性菌類等と同様、下水処理場における生物学的処理及び薬品による消毒によって不活化されるため、放流先の公共用水域に対し、懸念されるような影響を与えることはございません。」と述べている。しかし、市の回答のように、武田研究所から排出される未知のバイオ排水であっても、大清水浄化センターで最終処理が可能なら、何もカルタヘナ法等で厳しく規制する必要もなく、バイオ排水は公共下水道に流し込めば良いことになる。市の回答での問題点は、「放流先の公共用水域に対し、懸念されるような影響を与えることはございません。」と言い切っていることである。しかし、この断言には、何ら裏付けもない。下水道処理後の水質検査もすることなく、武田が不活性化したものを流すから、と言う武田の言い分を繰り返しているに過ぎない。原子力発電所に於ける放射能の漏洩は、ガイガー測定器によって常に監視されている。バイオ排水に於いても、出さない、漏れない、不活性化されていると言っているだけでは、証明にならない。適切な水質管理のデータに寄って証明され無ければ住民の安心、安全は担保されない。科学的裏付け、明確な水質管理データも取らないバイオ排水の受入は、住民の安全を危機にさらすものであるといわなければならないが、再度市の見解を問う。

また、武田薬品から大清水浄化センターまで4 km近い下水管を通して排出されるが、この間に村岡ポンプ場があり、武田の排水が浄化センターへ行き着くまでにバイオ公害発生の可能性も生まれる。この点についても市の見解を問う。

4、水質管理についての藤沢市の回答の問題点

バイオ排水の水質管理の問題に対する市の回答は、「オートクレーブによる滅菌処理における実際の運用に当っては、生物学的インジケータ等を用いて滅菌条件を設定し、日常的には装置のタイマーと温度センサーで滅菌条件をモニタリングすることで、管理されるものと捉えております。」というものである。

しかし、これでは我々の質問にたいする回答になっていない。

我々の質問では、「神奈川県の評価審査書でも、排出貯留槽の水質管理の方法について明示せよと指摘しているが、モニタリングはPH、温度、TOCだけで、処理は中和して放流することになっている。しかし、これだけではバイオ排水の水質管理とは言えない。バイオ汚染度の高い実験室排水、P3・RI排水、動物実験排水、スクラパー排水等を毎日サンプリング取水し、一定の時間を要するが生物学的培養テストを行い増殖のない不活性化が確実行われるか管理すべきではないか。市は、排水の不活性化を求めている以上、こうした水質試験を武田に実施させるべきである。こうした確実な不活性化の証明がないものを公共下水道に受け入れるべきではない。」と指摘した。

しかし、市の回答は、滅菌条件をモニタリングしたことをもってよしとし、生物学的培養テストによって、不活性化を証明する水質検査を求めている。市や武田の言い分は、理論的に滅菌されているはずだというだけで、実際に遺伝子組み換え生物が生きているかどうか、生物学的培養テストで滅菌を確かめたものではない。これまでの数多くの公害事件においてもそうだったように、理屈の上では公害は出ないはずだというのが公害となって現れていたのである。放射能漏洩テストに於けるガイガー測定器同様、武田研究所からのバイオ排出物においても排出段階で培養テストを行い滅菌の有無を最終的に確かめることが不可欠である。この点について、再度市の見解を問う。

5、藤沢市の武田薬品バイオ排水の受入は、 県のバイオ排水自己処理指針に反する行為

神奈川県バイオテクノロジー環境安全管理指針の配慮事項(1)(2)で排出防止施設の設置等および事業者の廃棄物自己処理責任の徹底が謳われているように、事業者である武田は、公共下水道に最終処理を任せず、自ら処理することを求められている。この問題に対する市の回答は「バイオ実験施設からの排水に関しては、カルタヘナ法や感染症法等の関係法令及び社内規定等を遵守し、滅菌処理を行って排水することが事業者の責任としての処理にあたるものと考えます。」しかし、滅菌処理されるのは全体の7%程度で、培養テストも行わず武田から放出される一部の排水を滅菌処理したからといって、これで事業者の責任を果たしたと言えるだろうか。こうしたバイオ排水の処理を市の公共下水道でやるより、事業者である武田薬品自らやることの方が適切なのは、どんなバイオ実験をやり、どんな排水を、どの位排出したか武田自らデータを持って居るからである。また、排水の水質管理をやるにしても、実験で生成した遺伝子組み換え生物のサンプルを武田みずから保持しており、培養テストに於いて不活性化されたかどうか照合出来るサンプルがあるからである。市が武田に代って最終処理を代行する必要などは全く無い。仮に市がやったとしても、バイオ排水ではなく一般生活排水としてしか処理できず、武田と違って排水のデータも遺伝子組み換え新成物のサンプルも持っていないため、適切な排水処理が出来たかどうか確かめる術もない。しかも、排水処理量も武田から毎日2300m³にものぼり、これは現在の大清水浄化センターの処理量の4～5%に上る量で、一事業所の排水を大量に受け入れることによって、1でも述べたように処理場のバランスが崩れる危険性が生じかねない。県の指針でも示されているように、排水者自己処理責任の原則に基づき武田薬品自ら処理させることが適切である。再度市の見解を問う。

< 追加質問事項 >

1. 藤沢市の違法な気象データを使用した

武田薬品の環境影響予測評価の瑕疵について

- 1) 藤沢市は市役所本館のすぐ傍に「大気常時監視測定局」を設置し、そこで得られた気象データを公表してきました。気象測定装置の設置について、市は気象庁に届け出ていません。これは、気象業務法の（教育と研究についての）例外規定を適用したものと推定されますが、その場合、得られた気象データを発表（公表）することが禁じられています。藤沢市のこの違法行為、即ち、気象データの公表について、市はどのように考え、今後その責任をどのように取るのか、ご説明願います。その経緯および今後の国土交通省（または気象庁）への対応についてもご回答願います。
- 2) 武田薬品は、新研究所建設に係わる環境影響予測評価（以下、環境アセスメントと呼ぶ）において、研究所からの排出ガスの一部についての大気汚染計算に上記の違法データを新研究所敷地の気象データとして使用しました。この行為は目的外使用に当たり、武田薬品も藤沢市と共に気象業務法に違反していることとなります。従って、当該環境アセスメントの「大気汚染」評価は無効になりますので、武田薬品に対して、これをやり直そう、ご指導方お願いします。また、この間、環境アセスメントが完了していないこととなりますので、新研究所建設工事を凍結するよう、ご指導願います。また、違法な気象データの使用について、市は武田薬品をどのように指導したのか、その経緯についてご説明願います。

2. 動物焼却炉と住民の受ける実害・精神的苦痛について

武田薬品は、新研究所の動物焼却炉において1日6時間稼働で1.8トンの実験哺乳動物を焼却する計画です。これは、藤沢聖苑・火葬場のほぼ2倍の量に当たります。マウスで約4万匹、カニクイザルで約120匹を毎日、この敷地内で火葬することに相当します。県条例によれば、火葬場は、その敷地境界線から人家まで300m以上離れた場所に設置することが定められています。ところが、当地では新研究所敷地の僅か数メートルのところから多くの住宅が続いており、（敷地境界線から）周辺300m以内は人口密集地となっております。大量の哺乳動物を日々薬殺して焼却することにより、長年にわたる多量のダイオキシンの蓄積が近隣住民の健康に大きな被害を与えることが予測されます。それだけでなく、（犬やサルを含む）哺乳動物の大量焼却は、近隣住民の日常生活に悪臭などの実害をもたらすとともに、住民に多大な精神的苦痛を与えることとなります。当地は配慮施設（病院、介護施設、老人ホーム、幼稚園、小中学校など）の集中する地域でもあります。一般住民をはじめ、幼児・学童・中高生に対して悪影響を与えます。動物愛護を教える学校教育との矛盾に若い心はどのように反応し、苦悶するか、想像して頂きたい。ぜひ、当地の住宅密集地にこの動物焼却炉を建設しないよう指導して頂きたく、ご指導方お願いします。市の方針を伺います。

藤沢市と大清水浄化センターへ

工場排水を流さない協定を結んだ企業

50社

昭和57年

協進開発工業(株)
大和プレス(株)

昭和53年

(株)東京ゴム製作所
鬼怒川ゴム工業(株)
石井鋼球(株)藤沢工場
ガムレン日本(株)
田代屋塗料(株)藤沢工場
東亜硝子(株)大船工場
本サーモケミカル(株)
日本塗料検査協会東支部検査所
いすゞ自動車(株)
(株)神戸製鋼所藤沢工場
(株)荏原製作所
武田薬品工業(株)湘南工場

昭和52年

油研工業(株)
日電工業(株)
日本ギヤ工業(株)
アテネレコード工業(株)
日本アイ・ピー・エム(株)
山武ハネウエル(株)
白木金属工業(株)

丸和染料(株)
富士バルブ(株)
オイレス工業(株)
中央機工(株)
住友ステンレス鋼管(株)
(株)押切機械製作所湘南工場
相鉄コンクリート(株)
板金工業(株)
藤沢菱光コンクリート(株)
清水金属精工(株)
(株)森谷化学
マナ精密鑄工(株)
(株)丸和製作所
京浜工業(株)
荏原ユーヅライト(株)
中外電気工業(株)
湘南窯化工業(株)
エヌエスケーワナー(株)
新日本鋼球(株)
タイホー工業(株)中央研究所
ケミカル物産(株)
服部塗料(株)藤沢工場
小倉捺染(株)
(株)佐賀鉄工所
(有)藤沢化学工業
(株)冶金工業
(有)太平金属化学工業
六会コンクリート(株)
鎌倉鍍金(株)

武田薬品新研究所の排水処理問題についての

武田薬品、神奈川県、藤沢市のやりとりの経過

- 、 平成19年4月 環境影響予測調査計画案（武田薬品から神奈川県へ提出）
武田薬品～使用開始後において研究所内で使用した上水については、排水処理設備等で適切に処理した後、公共下水道に放流することとしている。

平成19年7月18日 環境影響予測調査計画案に対する意見（藤沢市から神奈川県に提出）
藤沢市～事業に伴う大気汚染や水質汚濁、騒音・振動・悪臭などの公害を防止する施設の整備及び発生防止策を十分講じること。

平成19年8月16日 環境影響予測調査計画案に対する実施計画審査意見書（神奈川県知事作成）
神奈川県知事～実験室系の排水及びエネルギー棟排水は公共下水道へ放流することとしているが、自ら処理して河川へ放流することとなった場合は、これに伴って変更される事業計画の内容について明らかにすすとともに、影響が想定される放流河川の水質汚濁や水性動物を評価項目として選定すること。

平成19年12月19日 環境影響予測調査案（武田薬品から 神奈川県へ提出）
武田薬品～使用開始後において研究所内で使用した上水については、水質管理の上、排水貯留槽で流量を適切に調整した後、公共下水道に放流する。（141p）
（ の県知事の審査意見書に対する武田の見解）
関係機関と協議した結果、当初、実施計画書に記載したとおり、実験室系排水及びエネルギー棟排水は、重金属・有機溶媒系廃液の分離等、必要な処置を行った上で公共下水道に放流することになりました。従って、排水を河川に放流しないことになったことから、放流河川の水質汚濁や水性生物を評価項目として選定するには到りませんでした。（569p）

- 、平成20年4月11日 開発行為に係わる事前協議（武田と藤沢市下水道業務課）
藤沢市下水道業務課～排水設備等の詳細協議は32条協議でおこなう。

平成20年5月16日 環境影響予測調査案の意見書（パブリックコメント）に対す

る武田薬品の見解書

武田薬品～使用開始後の施設からの排水については、藤沢市と協議の結果、水質管理の上、排水貯留槽で流量を適切に調整した後、公共下水道に放流する計画と致しました。

、平成20年8月29日 環境影響予測調査案への意見書（藤沢市から神奈川県）

藤沢市～排水を公共下水道に排除するにあたっては、法令や条例で定める排除基準の遵守はもとより、十分満足した排水水質とすること。

、平成20年11月4日 神奈川県環境影響評価審査書（神奈川県知事作成）

神奈川県知事～バイオ実験排水は滅菌処理を行うと共に排水貯留槽に於いて水質管理下の地公共下水道に放流するとしているが 排水貯留槽に於ける水質管理の方法を明らかにすること。

、平成20年12月8日 開発行為協議書（藤沢市が武田と取り交わしたもの）

藤沢市～第4条 藤沢市は開発区域内の排水設備について、武田薬品の行う流末を既設の下水道本管に接続することに同意する。

16項 武田薬品は研究及び実験に使用した遺伝子組み換え生物等について、確実に不活性化処理を行い排除するものとする。